

まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

(第2期夜間景観アクションプログラム)

【概要版】

令和6年3月
金沢市

－目次－

1. はじめに
 - 1) 策定の趣旨
 - 2) プログラムの位置づけ
 - 3) プログラムの実行期間
 - 4) 検討経緯
2. 夜間景観アクションプログラム（第1期）の取組状況
3. まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム
 - 1) 基本方針
 - 2) エリア全体図
4. 官民協働による整備にむけて
5. その他

1. はじめに

1) 策定の趣旨

本市では、平成17年に「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」（以下、夜間景観形成条例）を制定し、地域の特性に応じた良好な夜間景観を形成するため、照明環境形成地域（市全域）及び夜間景観形成区域を定めるとともに、地域毎に照明環境形成基準、区域毎に夜間景観形成基準をそれぞれ設け、夜間における景観誘導を行っている。

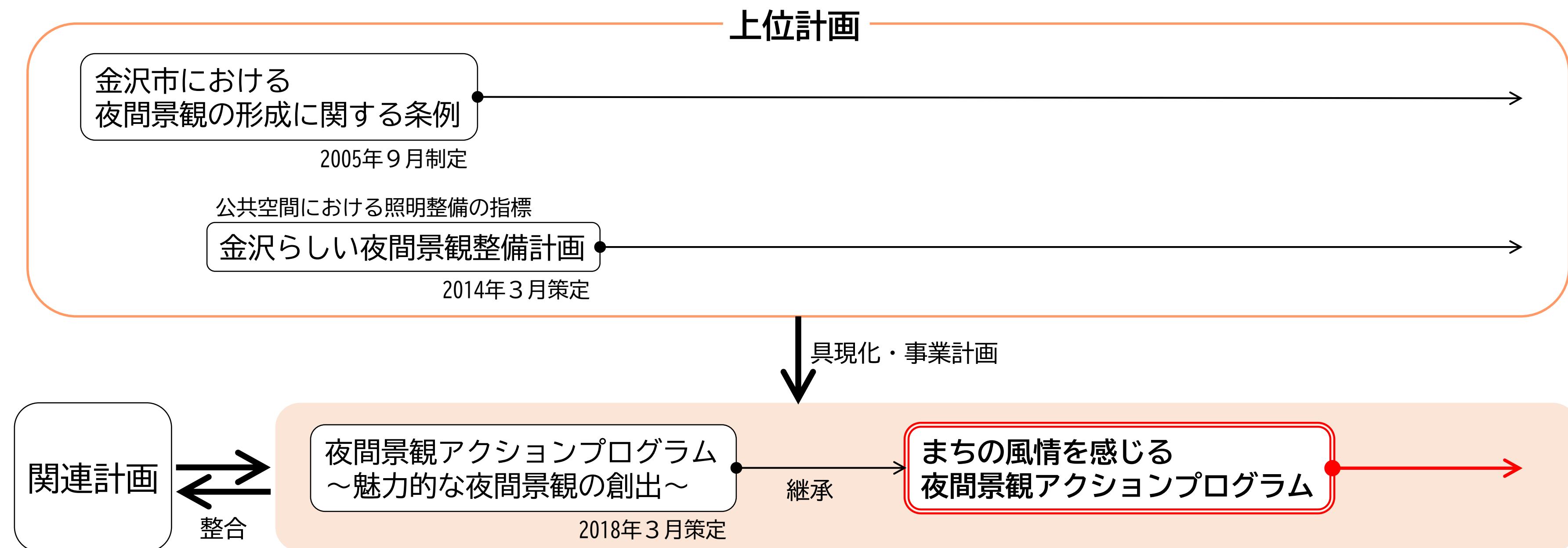
また、公共空間において照明整備を行う際の指標として、平成26年に「金沢らしい夜間景観整備計画」（以下、夜間景観整備計画）を策定するとともに、これらの基本方針等に基づき、平成30年3月に「夜間景観アクションプログラム～魅力的な夜間景観の創出～」（以下、第1期プログラム）を策定し、本市まちなかの計画的な夜間景観照明の整備を進めてきたところである。

本プログラムは、第1期プログラムの取り組みを踏まえ、魅力的な夜間景観の創出による良好な景観形成やまちの活性化・賑わい創出など、まちづくり全体への波及効果をさらに高め、関係機関と連携した計画的な事業展開を目指すプログラムである。

1. はじめに

2) プログラムの位置づけ

本プログラムは、夜間景観形成条例や夜間景観整備計画の基本方針等に基づき、関係機関との連携や計画的な事業実施を行うための事業計画を示したものであり、関連計画・事業との整合を図りつつ、第1期プログラムを継承する新たなプログラムと位置づけるものである。



1. はじめに

3) プログラムの実行期間

本プログラムの実行期間は、令和6年度から概ね5年間とする。

4) 検討経緯

令和5年4月 第2期夜間景観アクションプログラムの策定作業に着手

6月 市内の夜間景観調査（昼間の見え方含む）

9月 第2期夜間景観アクションプログラム検討会（第1回）開催

11月 第2期夜間景観アクションプログラム検討会（第2回）開催

– 照明実験 (美術の小径、松風閣庭園、大乗寺坂
柿木畠自転車駐車場前、右衛門橋、香林坊2丁目緑地)

令和6年2月 金沢市景観審議会用水みちすじ部会に検討状況を報告

3月 第2期夜間景観アクションプログラム検討会（第3回）開催

– 骨子案について（了承）

プログラム策定

9月 金沢市景観審議会（了承）

2. 夜間景観アクションプログラム（第1期）の取組状況

第1期プログラムでは、平成30年度から令和5年度に渡って計23箇所のライトアップ整備を行ったほか、「いしかわ百万石文化祭2023」（以下、国民文化祭）の開催を機に、新たに金沢駅～武蔵ヶ辻間の都心軸におけるまちなか彫刻やせせらぎ水路のライトアップ整備を行った。

各年度の整備箇所

平成30年度 金沢駅鼓門、北國銀行武蔵ヶ辻支店、大手堀

令和元年度 尾山神社、尾崎神社、黒門前緑地、白鳥路

令和2年度 石伐坂、新桜坂緑地、桜橋、広坂石垣

令和3年度 成翼閣辰巳長屋、フラワーガーデン

令和4年度 老舗記念館、中央公民館長町館、長町武家屋敷休憩館、
旧加賀藩士高田家跡、足軽資料館

※いしかわ百万石文化祭2023を契機とした整備

やかん体転倒する。、CORPUS MINOR #1、The Sundial、FUGA、BREAKFAST、
せせらぎ水路、武蔵地下駐車場（排気塔）

令和5年度 泉鏡花記念館、金沢蓄音器館、久保市乙剣宮、金沢市文化ホール、長町中学校

3. まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

1) 基本方針

第1期プログラムの成果・課題や、策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、第2期となる「まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム」については、以下の3点から基本方針を定める。

① 景観資源、エリア等の分類

② 整備テーマ

③ ソフト的取組の推進

3. まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

1) 基本方針 ①景観資源、エリア等の分類

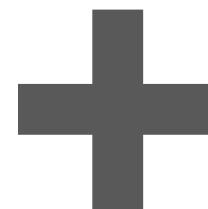
景観資源及びエリア等の分類については、第1期プログラムからの継続性を考慮し、基本的に踏襲する。その上で、新たな整備テーマにあわせた景観資源にも着目し、本プログラムにおける整備候補とする。

景観資源の分類

- ① 近世から現代に継承された建物景観
- ② 城郭景観
- ③ 用水網景観
- ④ 川筋景観

エリアの分類

- A. 都心軸
- B. 城郭周辺
- C. 浅野川周辺
- D. 本多の森周辺
- E. 犀川周辺
- F. 長町周辺



整備箇所のさらなる充実と回遊性を向上させるため、
これらをつなぐ“みち・坂・広場等”の市民生活とつながりが深い空間
にも着目し、整備候補とする

3. まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

1) 基本方針 ②整備テーマ

本プログラムにおける新たなライトアップ整備にあたっては、以下3点を整備テーマとする。

「まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム」整備テーマ

1. エリアをつなぐ「誘いの光」の創出

- エリア間のさらなる回遊性の向上を図る

2. 市民生活に根ざした「生活の光」の充実

- 市民生活に根差した夜間景観の創出・充実を図る
- 安全・安心な暮らしのための夜間照明を大切にする

3. まちの魅力を作り出す「新たな光」の創出

- 金沢らしい取組分野とのつながり（建築文化、木の文化都市など）に配慮する
- 国民文化祭を契機とした都心軸などの新ルートの創出を目指す
- 既存ライトアップ照明のリニューアル

3. まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

1) 基本方針 ③ソフト的取組の推進

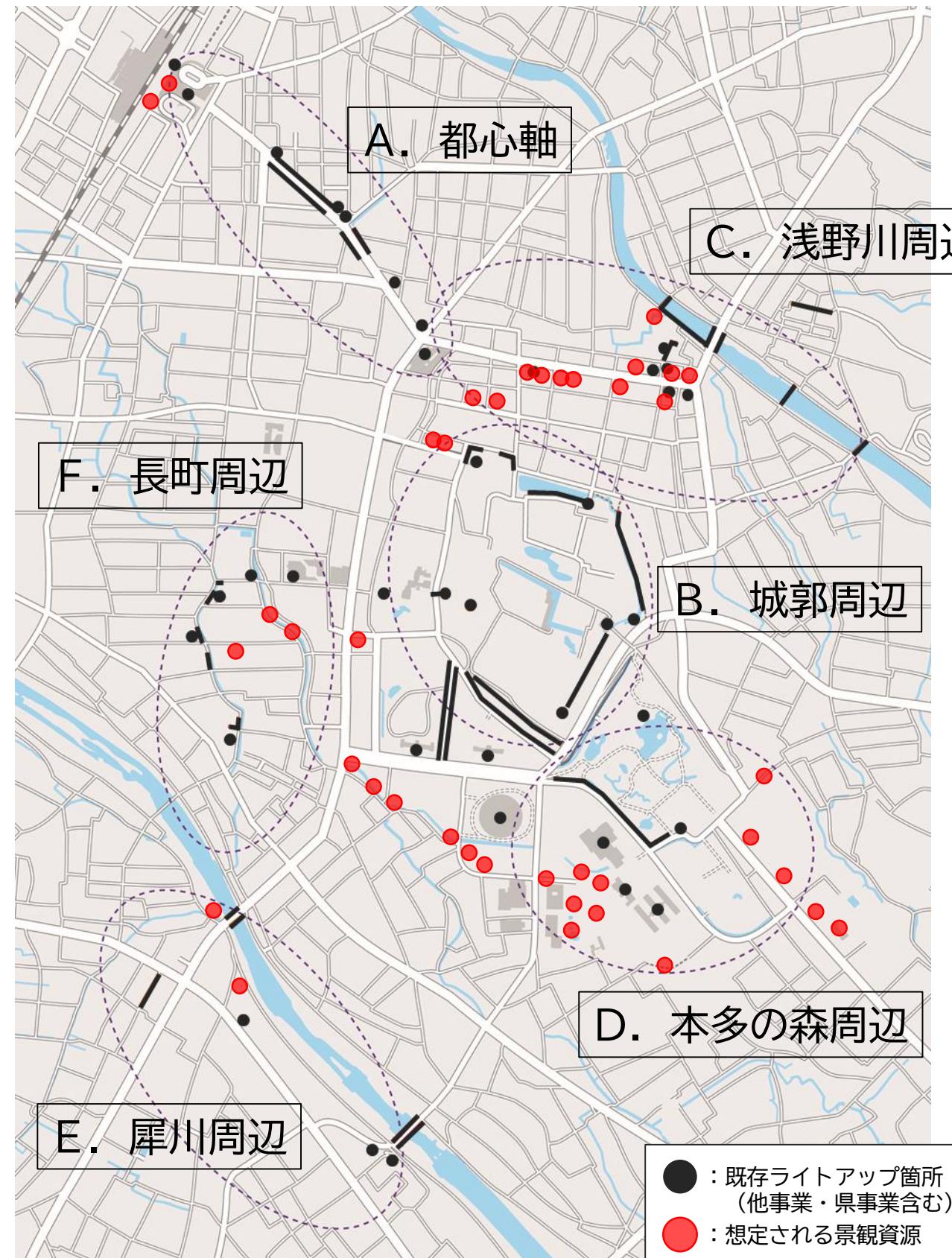
従前からライトアップが行われていた箇所や第1期プログラムでの整備箇所を含め、まちなかでこれまでに蓄積されたライトアップ箇所のさらなる周知や既存事業との連携強化を図る。

ソフト的
取組テーマ

1. 夜間景観の魅力やライトアップ箇所の発信強化
 - 観光部局との連携や市広報媒体の積極的な活用
2. 既存コンテンツとの連携による回遊性の向上
 - ライトアップバスや観光ボランティアガイド「まいどさん」などとの連携
3. 市民協働による夜間景観整備の一層の取組推進
 - 民間施設のライトアップによるパートナー制度の活用
 - 商店街など地域との連携による夜間景観向上に向けた施策の検討

3. まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

エリア図



想定される景観資源

A. 都心軸

- ・金沢駅もてなしドーム地下広場（水景）
- ・彫刻作品（新設、リニューアル）など

B. 城郭周辺

（主要景観資源は整備済み）

C. 浅野川周辺

- ・福久屋石黒田傳六商店
- ・森忠商店
- ・石黒商店
- ・旧村松商店
- ・老舗交流館
- など

D. 本多の森周辺

- ・旧中村邸
- ・緑の小径
- ・大乗寺坂
- ・旧本多家長屋門
- ・本多公園入口並木道
- ・松風閣庭園（入口付近）
- ・辰巳用水石垣
- ・八坂
- ・金沢くらしの博物館
- ・旧奥村家土塹
- など

E. 犀川周辺

- ・雨宝院
- ・山錦楼
- ・犀川沿いの散策路
- など

F. 長町周辺

- ・鞍月用水
- ・聖霊病院聖堂
- ・貴船明神
- ・香林坊2丁目緑地
- など

※エリア間のつながり

- ・柿木畠入口（西外惣構跡）
- ・鞍月用水合流点
- ・市営駐輪場入口付近
- など

4. 官民協働による整備にむけて

1) 整備にあたっての課題

- ・設計・設置費用、電気代等の費用負担については、これまで取り組んできた夜間景観創出パートナー制度による整備事例が増えてきたものの、今後は突発的な不具合への対応体制の充実などが課題となる。
- ・住宅地などにおける市民生活を妨げないライトアップの検討
- ・動植物など自然が多いエリアでのライトアップによる生態系への配慮
- ・既存ライトアップ箇所や関連事業とのさらなる連携

2) 照明環境整備の方策

(1) 整備方法

- ・引き続き夜間景観創出パートナー制度の推進に取り組むほか、複数の景観資源を有するエリアについては、町会や商店街等の地域団体との役割分担による整備・管理スキームを検討する。

(2) 既存照明設備への点灯協力について

- ・施設外からの照射によるライトアップのみならず、生活の漏れ光りや門灯など日常生活の営みが回遊性の向上に資するライトアップについては、その維持について町会や商店街等の地域団体にも働きかけを行い、協力体制のあり方について引き続き検討する。

5. その他

1) 公共施設における照明設備の新設・維持管理について

- ・本プログラムは第1期プログラムを継承し、継続的に取り組むことを目的とするものであるため、公共施設における照明設備の新設・維持管理については、引き続き以下のとおりとする。
 - ・新設費用については、第1期プログラムと同様、公共施設管理者及び財政部局との協議により決定・予算化を行う。
 - ・維持管理については、原則、施設管理者が行う。
- ・管理区分が複数部署にまたがる場合や施設管理者以外の設備管理者が管理を行うことで効率的な維持管理が見込める場合は、その都度適切な維持管理体制について協議する。
- ・今後整備が予定されるまちなかの公共施設については、設計段階から夜間景観のあり方について検討することとし、建物整備とあわせた照明設置を行う。

2) 照明設備の維持管理

- ・第1期プログラムにより整備した照明施設は、今後順次更新時期を迎えることとなるため、日常点検のほか効率的な維持管理を行うため、定期的なメンテナンス体制のあり方について検討する。

まちの風情を感じる夜間景観アクションプログラム

2024年3月
金沢市